

2008年漁業センサス
実施計画概要

大臣官房統計部

平成20年5月
農林水産省

目 次

2008年漁業センサスの役割	1
2008年漁業センサス主要改正点	4
2008年漁業センサスの調査体系	7
2008年漁業センサスの作業の流れ	11
2008年漁業センサス広報計画	16
別紙 1 漁業センサスの沿革	
別紙 2 2008年漁業センサス調査体系の見直し	
別紙 3 2008年漁業センサスの調査体系	
別紙 4 2008年漁業センサス年次計画表	
別紙 5 - 1 2008年漁業センサス 主要スケジュール[都道府県系統調査]	
別紙 5 - 2 2008年漁業センサス 主要スケジュール[統計組織系統調査]	

2008年漁業センサスの役割

1 我が国水産業をめぐる動き

我が国漁業は、漁場環境の悪化等を背景として、周辺水域の水産資源が全体としては依然低位水準にとどまっているとともに、漁業就業者の減少・高齢化など生産構造の脆弱化が進むなど厳しい状況に直面している。

一方、世界の水産物需要は、健康志向等の高まりを背景に増加を続けており、海外からの輸入に大きく依存する我が国としては、世界的な資源管理とともに、我が国水産資源の維持・管理の重要性が増大してきている。

また、水産業・漁村は豊かな自然環境や交流の場の提供などの多面的機能を有しており、これらに対する国民の期待も高まっている。

このような状況の中で、水産基本法（平成13年6月制定）に基づく新たな水産基本計画が平成19年3月に策定され、水産資源の回復・管理の推進、国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開、漁村等の総合的整備と多面的機能の発揮、未来を拓く新技術の開発と普及等に関する施策が展開されている。

2 漁業センサスの基本的な役割

漁業センサス（指定統計第67号を作成するための調査）は、1949年に第1回調査を、1954年に第2回調査を実施した。その後、3回目を1963年に実施してからは5年ごとに実施しており、2008年漁業センサスは12回目となる。（別紙1「漁業センサスの沿革」参照）

漁業センサスの基本的な役割は、以下のとおりである。

(1) 我が国漁業の生産構造、就業構造等の実態と変化を把握

我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握し、新しい水産基本計画に基づく水産行政施策の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供する。

(2) 漁業に関する小地域統計を作成し、地域における統計利用を促進

国、都道府県、市町村における水産業振興施策の推進等に資するため、全国・大海区別や都道府県別に加え、市区町村別などの小地域ごとに統計資料を整備し、提供する。

(3) 各種水産統計調査の実施に必要な母集団を整備

水産基本計画に基づく水産行政施策の推進に必要な各種水産統計調査を効率的に実施するため、これに必要な情報を備えた母集団を整備し、提供する。

3 2008年漁業センサスの視点

2008年漁業センサスにおいては、上記の基本的な役割を果たすことを基本とし、新しい水産基本計画に基づく水産行政に的確に対応するため、次のような視点から調査を実施することとする。

(1) 漁業経営体の動向及び資源管理に関する調査内容を拡充し、その実態を把握

我が国漁業においては、担い手の高齢化と減少が引き続き進行し、担い手の育成・確保が一層重要となっていることから、新たに新規就業者の把握などの調査内容を拡充し、その実態を明らかにする。また、国際的な漁獲規制が強まる中、今後期待が高まるまぐろ類養殖の実態を新たに把握する。

(2) 漁業地域の活性化への取組実態を総合的に把握

漁村地域の活性化が重要となっていることから、漁家民宿や遊漁の利用者数など、漁業経営の多角化の実態把握などの調査内容を拡充する。

また、既に作成されている農林業センサス地域データベースに2008年

漁業センサスの調査結果を加え、総合的な農林漁業センサス地域データベースを構築する。

(3) 水産物の流通・加工業の実態を把握

水産物の流通・加工業は、水産物の供給システムを担う重要な部門であることから、引き続き水産物の流通・加工業の実態を明らかにするとともに、水産加工業における外国人の雇用の実態を新たに把握する。また、別途統計部が実施している水産加工統計調査の実施に必要な母集団情報を提供するため、水産加工品の生産量を新たに把握する。

2008年漁業センサス主要改正点

1 改正の必要性・背景

平成20年11月に実施する2008年漁業センサスは、我が国漁業及び水産行政の動向に対応させた調査内容とすること、また、近年のプライバシー意識の高まり等の調査環境の変化、国家公務員の総人件費改革等の動きを踏まえ、円滑かつ効率的に実施することが課題となっており、これらの課題への対応を図るため、調査事項、調査方法等の変更を行う。

2 改正の概要

(1) 調査体系の見直し

ア 調査の廃止

2003年漁業センサスにおける「漁業従事者世帯調査」については、これまで調査の準備段階で漁業経営体からの聞き取りによって調査対象（漁業従事者世帯）を特定していたが、近年、事業者の個人情報保護意識が高まっており、漁業従事者世帯の正確な聞き取りが困難となったことから廃止する。ただし、漁業従事者の人数、男女別、年齢については、「漁業経営体調査」において、雇用主から把握する。（別紙2「2008年漁業センサス調査体系の見直し」参照）

イ 調査対象の除外

(ア) 「漁業経営体調査」及び「内水面漁業経営体調査」の調査対象であった官公庁・学校・試験場のうち、産業分類上漁業に分類されない事業所は除外する。

(イ) 「漁業管理組織調査」については、調査の効率的実施の観点から、調査対象を漁業協同組合に関連した組織に限定し、それ以外の組織は除外する。

(ウ) 「海面漁業地域調査」及び「内水面漁業地域調査」については、調査の効率化の観点から、地方公共団体、遊漁案内業者等を調査対象から除外し、その対象を漁業協同組合に限定する。

(イ) 「水産物流通機関調査」のうち、「水産物卸売業者調査票」及び「水産物買受人調査票」を調査の効率的実施の観点から廃止することに伴い、水産物卸売業者及び水産物買受人を調査対象から除外し、その対象を魚市場に限定する。

ウ 調査票の整理

(ア) 「漁業経営体調査」では、個人経営体、漁業協同組合・漁業生産組合、共同経営のそれぞれについて、他計申告方式により1種類の調査票で把握していたが、調査票の自計申告化に伴い、正確な記入と調査客体の負担軽減を図ることを目的にそれぞれの調査票を作成し、分離して把握することとした。

(イ) 「水産物流通機関調査」のうち、「水産物卸売業者調査票」及び「水産物買受人調査票」を廃止することに伴い、「水産物流通機関調査」の名称を「魚市場調査」に変更する。

エ 新しい政策ニーズに対応した調査事項の追加

我が国漁業における担い手の確保・育成や漁村地域の活性化等に資するため、漁業への新規就業者数や漁家民宿利用者数を「漁業経営体調査」の中で、新たに把握する。

更に、国際的な漁獲規制が強まる中、今後、期待が高まるまぐろ類養殖の施設面積を「漁業経営体調査」の中で新たに把握する。

(2) 調査方法の変更

ア 面接聞き取り調査から自計申告調査への移行

漁業センサスについては、これまで流通加工調査を除き、調査客体への面接聞き取りにより実査を行ってきたが、近年のプライバシー意識の高まり等を踏まえて、自計申告調査を基本とした調査方法へ移行する。

ただし、漁業就業者の高齢化等の状況を踏まえ、調査客体から面接聞き取り調査の申出があった場合には、引き続き統計調査員による面接聞き取りの調査方法によることも可能とする。

イ 農林水産省の職員による調査から調査員調査への移行

国家公務員の総人件費改革に伴う農林水産統計分野の定員削減に対応するため、これまで農林水産省の職員による調査(一部調査員調査を併用)で実施していた「漁業管理組織調査」、「海面漁業地域調査」、「内水面漁業経営体調査」、「内水面漁業地域調査」及び「冷凍・冷蔵、水産加工場調査」については、調査員調査へ移行する。

ウ 一部調査におけるインターネット申告の併用

調査の円滑な実施と調査客体及び統計調査員の負担軽減等を図る観点から、「流通加工調査」において、政府統計共同利用システム(オンライン調査システム)を活用したインターネット申告を可能とする。

2008年漁業センサスの調査体系

(別紙3「2008年漁業センサスの調査体系」及び別紙4「2008年漁業センサス年次計画表」参照)

1 調査の種類

- (1) 調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査とする。
- (2) 海面漁業調査は、漁業経営体調査、漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査とする。
- (3) 内水面漁業調査は、内水面漁業経営体調査及び内水面漁業地域調査とする。
- (4) 流通加工調査は、魚市場調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査とする。

2 調査の時期

調査は、平成20年11月1日現在で実施する。

3 調査の地域

調査は、全国を対象とする。

4 調査の対象

- (1) 海面漁業調査は、沿海市区町村等にある海面漁業に係る漁業経営体、漁業管理組織及び漁業協同組合(以下「漁協」という。)について行う。
- (2) 内水面漁業調査は、共同漁業権の存する湖沼に係る漁業経営体、内水面養殖業に係る漁業経営体及び内水面漁協について行う。
- (3) 流通加工調査は、沿海市区町村等にある魚市場並びに冷凍・冷蔵工

場及び水産加工場について行う。

5 調査の系統

- (1) 海面漁業調査漁業経営体調査は、農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 統計調査員 - 調査客体の系統により実施する。
- (2) 海面漁業調査漁業管理組織調査、同調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び流通加工調査は、農林水産省 - 地方統計組織 - 統計調査員 - 調査客体の系統により実施する。

6 調査の方法

- (1) 海面漁業調査及び内水面漁業調査は、統計調査員が調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う。ただし、調査客体から面接聞き取り調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接聞き取りの調査方法により行う。
- (2) 流通加工調査は、統計調査員が調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法又はオンラインによる報告（インターネット申告）により行う。

7 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数 等

イ 漁業管理組織調査

(ア) 漁業管理組織の概要

(イ) 漁業管理の内容

ウ 海面漁業地域調査

(ア) 生産条件

- (1) 活性化のための取組
- (2) 内水面漁業調査
 - ア 内水面漁業経営体調査
 - (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
 - (イ) 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況 等
 - イ 内水面漁業地域調査
 - (ア) 組合員数
 - (イ) 漁場環境
 - (ウ) 遊漁の状況
 - (エ) 活性化のための取組
- (3) 流通加工調査
 - ア 魚市場調査
 - (ア) 魚市場の施設及び取扱高
 - (イ) 水産物卸売業者及び水産物買受人業者数
 - イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査
 - (ア) 事業内容、従業者数
 - (イ) 冷蔵能力、水産加工品生産量 等

8 集計事項

- (1) 海面漁業調査
 - ア 漁業経営体調査
 - (ア) 漁業経営に関する事項
 - (イ) 漁船に関する事項
 - (ウ) 個人漁業経営体に関する事項
 - (エ) 漁業就業者に関する事項
 - イ 漁業管理組織調査
 - (ア) 管理対象魚種別組織数
 - (イ) 管理対象漁業種類別組織数 等

- ウ 海面漁業地域調査
 - (ア) 生産条件別漁協数
 - (イ) 活性化の取組別漁協数 等
- (2) 内水面漁業調査
 - ア 内水面漁業経営体調査
 - (ア) 湖沼漁業に関する事項
 - (イ) 内水面養殖業に関する事項
 - イ 内水面漁業地域調査
 - (ア) 漁場環境別漁協数
 - (イ) 活性化の取組別漁協数 等
- (3) 流通加工調査
 - ア 魚市場調査
 - (ア) 開設者の種類別市場数
 - (イ) 市場の規模別市場数 等
 - イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査
 - (ア) 形態別工場数
 - (イ) 冷蔵・凍結能力別工場数
 - (ウ) 加工種類別工場数 等

9 結果の公表及び期日

調査の全国結果について、その概要を平成21年8月31日までに公表し、その詳細については逐次、刊行物、インターネット等により公表する。

2008年漁業センサスの作業の流れ

2008年漁業センサスについては、円滑かつ効率的に実施するため、以下のように、調査の準備から実査・審査、集計・公表に至る作業を計画的に推進する。（別紙5 - 1「2008年漁業センサス主要スケジュール[都道府県系統調査]」及び別紙5 - 2「2008年漁業センサス主要スケジュール[統計組織系統調査]」参照）

1 調査の準備

(1) 調査準備に係る会議の実施

2008年漁業センサスの全体の概要を説明するとともに、各調査の準備に係る作業内容を指導するため、都道府県及び政令指定都市（統計主管課）並びに地方農政事務所等（地方農政局、地方農政事務所、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の担当者を招集し、平成20年5月下旬に中央会議を開催する。

これを受け、調査の準備に係る会議を以下により開催する。

ア 調査準備市区町村説明会（漁業経営体調査）

(ア) 主催：都道府県

(イ) 参集者：市区町村（統計主管課）、地方農政事務所等担当者

(ウ) 時期：6月中旬～7月上旬

イ 客体把握調査員説明会（漁業経営体調査）

(ア) 主催：市区町村

(イ) 参集者：客体把握調査員

(ウ) 時期：8月上旬～下旬

ウ 調査準備統計・情報センター説明会（漁業経営体調査以外の調査）

(ア) 主催：地方農政事務所等

(イ) 参集者：統計・情報センター担当者

(ウ) 時 期：6月中旬～7月中旬

(2) 客体把握調査員の任命

ア 市区町村長は、漁業経営体調査の客体把握に係る事務に従事させるため、漁業地区に1名の客体把握調査員を選考する。

イ 都道府県知事は、アにより市区町村長が選考した者を、客体把握調査員として任命する。

(3) 客体候補者名簿の作成

ア 大臣官房統計部長は、2003年漁業センサスの調査客体を基に、統計部において調査している他の調査等から新規の客体候補者に関する情報を加え、漁業経営体調査、漁業管理組織調査、内水面漁業経営体調査、魚市場調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査に係る客体候補者名簿を作成する。海面漁業経営体調査客体候補者名簿（以下「海面客体候補者名簿」という。）は都道府県知事を通じて該当する市区町村長へ、その他の調査の客体候補者名簿は該当する統計・情報センター（地方農政局統計・情報センター、地方農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計・情報センター及び沖縄総合事務局農林水産センターをいう。以下同じ。）の長（以下「センター長」という。）へ地方農政事務所等の長を通じ送付する。

イ 市区町村長は、海面客体候補者名簿を客体把握調査員に配布し、客体把握調査員はそれを基に、平成20年9月1日現在で沿海地区の漁業協同組合等に対し聞き取りを行い、海面客体候補者名簿を補正する。

ウ センター長は、各調査の客体候補者名簿を基に、9月1日現在で関係機関に対し聞き取りを行い、客体候補者名簿を補正する。

(4) 調査区の設定

ア 市区町村長は、9月1日現在の海面客体候補者名簿に基づき、漁業地区を区分して漁業経営体調査に係る調査区（基本調査区）を設定する。1基本調査区当たりの漁業経営体数はおおむね20から30程度とす

る。

イ センター長は、漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び流通加工調査に係る調査区を設定する。漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査の調査区は、両調査を合わせて1つの調査区とし、その範囲は市区町村の範囲とする。内水面漁業調査の調査区(内水面調査区)は、1調査区当たりの内水面漁業経営体数がおおむね5から25程度、流通加工調査の調査区(流通加工調査区)は、1調査区当たりの魚市場及び冷凍・冷蔵、水産加工場がおおむね10程度とする。

(5) 統計調査員の任命

ア 市区町村長は、漁業経営体調査の実査に係る事務に従事させるため、基本調査区毎に1名の統計調査員(以下「実査調査員」という。)を選考する。

イ 都道府県知事は、アにより市区町村長が選考した者を実査調査員として任命する。

ウ センター長は、漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査、内水面漁業調査並びに流通加工調査に係る事務に従事させるため、調査区毎に1名の統計調査員を選考する。

エ 地方農政局長は、ウによりセンター長が選考した者を統計調査員として任命する。

2 実査・審査

(1) 実査に係る会議の実施

2008年漁業センサス各調査の実査に係る作業内容を指導するため、地方農政局ごとに都道府県及び政令指定都市(統計主管課、水産主管課)並びに地方農政事務所等の担当者を招集し、平成20年8月中旬～8月下旬に、実査ブロック会議(地方農政局主催)を実施する。

これを受け、実査に係る会議を以下により開催する。

ア 実査市区町村説明会(漁業経営体調査)

(ア) 主 催：都道府県

(イ) 参集者：市区町村（統計主管課、水産主管課）、地方農政事務所等担当者

(ウ) 時 期：9月中旬～10月上旬

イ 実査調査員説明会（漁業経営体調査）

(ア) 主 催：市区町村

(イ) 参集者：実査調査員

(ウ) 時 期：10月上旬～下旬

ウ 実査統計・情報センター説明会（漁業経営体調査以外の調査）

(ア) 主 催：地方農政事務所等

(イ) 参集者：統計・情報センター担当者

(ウ) 時 期：9月中旬～10月上旬

なお、地方統計組織系統の統計調査員に対する説明会は、必要に応じて開催することとする。

(2) 調査の実施

「 2008年漁業センサスの調査体系」の調査方法等により実施する。

(3) 審査・修正に係る会議の実施

2008年漁業センサス各調査の審査・修正に係る作業内容を指導するため、地方農政局ごとに都道府県（統計主管課）及び地方農政事務所等の担当者を招集し、平成20年11月上旬～下旬に審査ブロック会議（地方農政局主催）を実施する。

これを受け、審査に係る会議を以下により開催する。

ア 調査票合同審査会（漁業経営体調査）

(ア) 主 催：都道府県

(イ) 参集者：市区町村（統計主管課、水産主管課）

(ウ) 時 期：12月中旬～下旬

イ 審査統計・情報センター説明会（漁業経営体調査以外の調査）

(ア) 主 催：地方農政事務所等

(イ) 参集者：統計・情報センター担当者

(ウ) 時 期：11月中旬～12月上旬

ウ 主要項目検討会（漁業経営体調査）

(ア) 主 催：都道府県

(イ) 参集者：水産関係者

(ウ) 時 期：平成21年3月上旬～中旬

3 集計・公表

(1) 集計

各調査の集計については、農林水産省で一括して行い、集計結果を都道府県及び地方農政事務所等へ還元する。

(2) 公表

調査の全国結果について、その概要を平成21年8月31日までに公表し、その詳細については逐次、刊行物、インターネット等により公表する。

4 調査の円滑な実施

2008年漁業センサスの円滑な実施に向け、水産業の実態に精通した都道府県及び市区町村の水産所管課の職員から、調査の準備から公表までの各段階において助言を受けることができるよう統計部から都道府県に対して依頼を行うとともに、水産関係団体に対し調査への協力依頼を行う。

2008年漁業センサス広報計画

2008年漁業センサスの実施に当たっては、広く国民の理解を得ることが不可欠であり、積極的かつ効果的な広報・宣伝活動を展開することが重要である。

また、今回の調査において、調査体系、調査内容等の大幅な見直しを行ったことから、調査協力者として重要な水産関係団体等に対して、調査の見直し内容やその背景等を説明し理解を得ながら、調査の円滑な実施を図っていく必要がある。

このため、以下のとおり総合的な広報・宣伝活動を積極的に実施する。

1 農林水産省の取組

農林水産省においては、全国段階の水産関係団体等への調査の概要説明及び協力依頼を行うとともに、農林水産本省のみならず、地方農政局等を通じて以下の取組を行う。

- (1) 2008年漁業センサスに関するポスター及びパンフレットの作成・配布
- (2) 農林水産省及び地方農政局等ホームページへの掲載
- (3) 農林水産省及び地方農政局等メールマガジンへの掲載
- (4) 政府広報の活用
- (5) 全国段階関係団体の機関誌等への投稿
- (6) 水産関係紙へ広告掲載
- (7) 都道府県段階関係団体の機関誌等への投稿

2 地方公共団体の取組

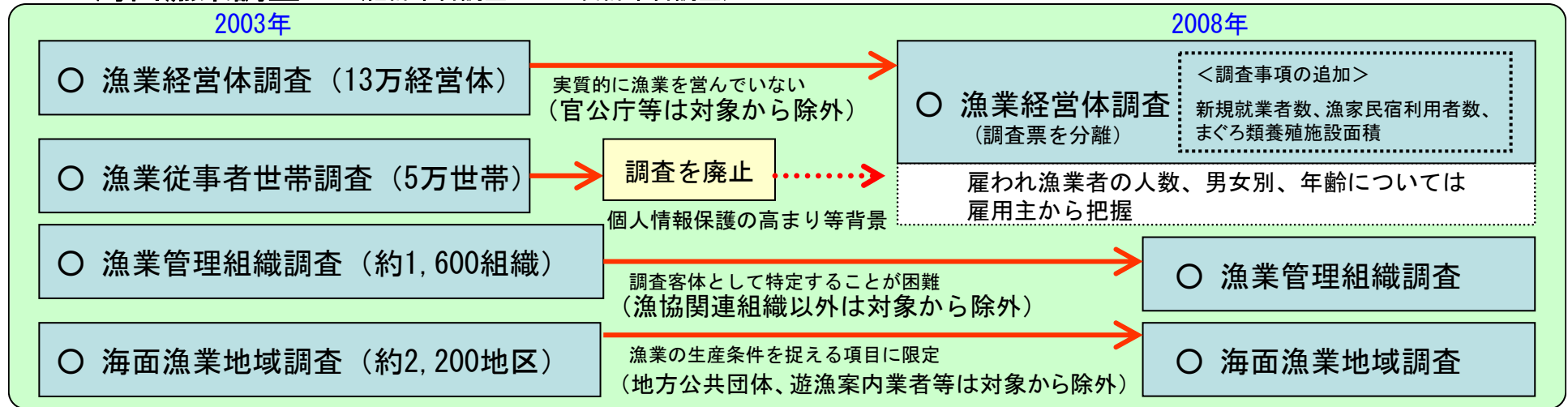
都道府県及び市区町村においては、農林水産省の取組内容を踏まえて、地方公共団体が発行する広報誌への掲載、ポスターの掲示、パンフレッ

トの配布、都道府県記者クラブ等マスコミ関係者に対する調査概要の説明など、都道府県及び市区町村が持つ広報媒体等を積極的に活用して広報・宣伝活動を行う。

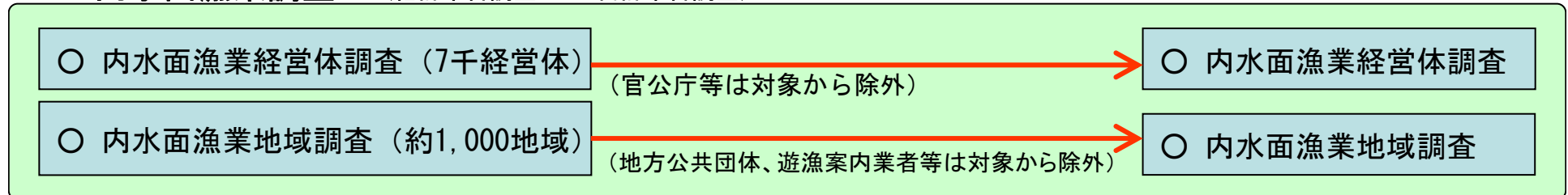
2008年漁業センサス調査体系の見直し

(別紙2)

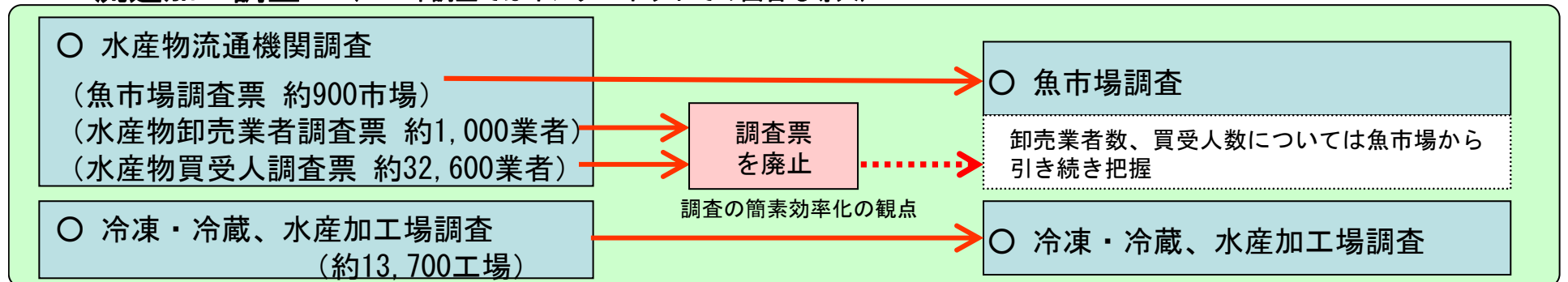
1 海面漁業調査 (他計申告調査 → 自計申告調査)



2 内水面漁業調査 (他計申告調査 → 自計申告調査)



3 流通加工調査 (2008年調査ではインターネットでの回答も導入)



※ 2003年調査までは、「漁業経営体調査」は調査員調査、それ以外の調査は職員調査であったが、2008年調査では全て調査員調査で実施

2008年漁業センサスの調査体系

調査の名称		調査の範囲	調査対象	調査の系統	調査の方法	主な調査事項
海面漁業調査	漁業経営体調査	海面に沿う市区町村	漁業経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	調査員が調査客体に調査票を配布し、自計申告する方法 ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、面接調査により行う	個人漁業経営体の世帯員数、従事状況、漁業従事日数、兼業状況、保有漁船隻数・トン数、漁業種類、養殖施設規模、雇用者数、漁獲物の販売金額
	漁業管理組織調査		漁業管理組織			管理対象魚種・漁業種類、参加漁業経営体数、漁業管理の内容
	海面漁業地域調査		漁業協同組合			漁業権放棄の放棄面積・原因、遊漁関係団体と連携した取組、漁業体験等の参加人数
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	共同漁業権が設定されている湖沼及び内水面養殖を営む漁業経営体の所在する市区町村	内水面漁業経営体	農林水産省 地方統計組織 調査員	調査員が調査客体に調査票を配布し、自計申告する方法又はオンラインによる報告	個人漁業経営体の世帯員数、従事状況、漁業従事日数、兼業状況、保有漁船隻数・トン数、漁業種類、養殖施設規模、雇用者数、漁獲物の販売金額
	内水面漁業地域調査	内水面における漁業権行使区域により区分されている内水面漁業地域	内水面漁業協同組合			組合員数、漁場環境改善の取組、生産した種苗の種類、放流量、遊漁承認証発行枚数、水産物直販所利用者数
流通加工調査	魚市場調査	海面に沿う市区町村	魚市場		調査員が調査客体に調査票を配布し、自計申告する方法又はオンラインによる報告	売場面積、卸売業者・買受人数、取扱数量・金額、衛生管理機器の設置状況
	冷凍・冷蔵、水産加工工場調査	全国の市区町村	冷凍・冷蔵工場 水産加工工場			事業種類、従業者数、冷凍・冷蔵庫の利用者、冷凍・冷蔵能力、水産加工品の生産量、水産加工品の販売金額、原材料の仕入れ先、工程管理の状況

2008年漁業センサス年次計画表

平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業センサス研究会 設 置：18年11月13日 第1回： 12月14日 第2回：19年2月6日 第3回： 2月26日 第4回： 3月27日 ・ 現地実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試行調査 (19年7月1日) ・ 漁業センサス研究会 第5回：19年9月21日 第6回：20年2月7日 ・ 統計委員会 諮問：19年11月12日 答申：20年1月21日 ・ 調査票マスター作成プログラム の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ センサス実施広報 ・ 調査員の任命 ・ 客体候補者名簿作成 (20年9月1日) ・ 実査(20年11月1日) ・ 審査・修正 ・ 集計プログラムの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集計(1次集計) ・ 結果概要等の公表 (~21年8月末) ・ 報告書作成 ・ 統計調査員の功績者 に対する大臣表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集計(2次集計) ・ 報告書作成 ・ 英語版報告書作成 ・ 地域データベースの蓄 積・分析書等の作成

2008年漁業センサス 主要スケジュール [都道府県系統調査]

(別紙5-1)

機関	平成20年4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			平成21年1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
	<p>【主要業務の流れ】</p> <p>調査の準備 → 調査の準備 → 実査の準備 → 実査 → 審査 → 修正</p>																																
農林水産省	<p>● 中央会議 (概要・調査準備の説明)</p> <p>● 実査ブロック会議 (実査の指導)</p> <p>● 審査ブロック会議 (審査・修正の電算処理に係る指導)</p> <p>● 調査客体候補者名簿データの作成</p> <p>調査の準備に係る手引等作成 → 実査・審査の手引作成 → 調査様式類の作成 → 電算処理関係資料作成</p> <p>調査票マスタ作成プログラム作成</p> <p>集計プログラム作成</p>																																
都道府県	<p>調査準備市区町村説明会</p> <p>中央会議</p> <p>実査ブロック会議</p> <p>実査市区町村説明会</p> <p>審査ブロック会議</p> <p>調査票合同審査会</p> <p>主要項目検討会</p> <p>○ 客体把握調査員の任命 ○ 実査調査員の任命</p> <p>調査票審査 → データ入力 → 電算審査</p>																																
市区町村 (調査員)	<p>客体把握調査員説明会</p> <p>調査準備市区町村説明会</p> <p>実査市区町村説明会</p> <p>実査調査員説明会</p> <p>調査票合同審査会</p> <p>調査票審査</p>																																
地方統計組織	<p>「—」実線囲いは主催 「…」点線囲いは参加</p> <p>中央会議</p> <p>調査準備市区町村説明会</p> <p>実査ブロック会議</p> <p>実査市区町村説明会</p> <p>審査ブロック会議</p> <p>主要項目検討会</p>																																

2008年漁業センサス 主要スケジュール [統計組織系統調査]

